大阪市旅館業規制指導要綱の一部を改正する要綱

大阪市旅館業規制指導要綱（以下「要綱」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（事前の届出） 第３条　旅館業の用に供する施設の建築をしようとする者（以下「建築主」という。）は、建築基準法第６条第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を行う前又は確認の申請を伴わない場合にあっては工事着工前に、所定の様式による旅館業施設の建築計画届出書に、次の各号に掲げる図書を添えて保健所長に提出しなければならない。	（事前の届出） 第３条　［同左］
［(1)～(10)　略］	［(1)～(10)　同左］
(11)　申請予定の施設が建物の一部分を使用している場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類（新築の場合を除く） ア　当該建物に現に居住の用に供している部分が存しないことを証明する場合　当該建物に現に居住の用に供している部分がないことを確認できる書類 イ　当該建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であることを証明する場合　当該建物	(11)　申請予定の施設が建物の一部分を使用している場合は、同一建物内における共同住宅の有無を確認できる書面（新築の場合を除く）

の構造を確認できる書類 ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　当該建物の防音性能を確認できる書類	
［(12)～(15)　略］	［(12)～(15)　同左］
（施設の構造設備の基準） 第５条　旅館業を営む者等は、次に掲げる事項に適合した設備を有しなければならない。	（施設の構造設備の基準） 第５条　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　条例第３条第３号に定めるその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、次のいずれにも適合していること	(2)　［同左］
ア　常時宿泊者等が旅館業の施設において従事している者と容易に対面することができる場合	ア　旅館業の施設の出入口が施錠されておらず、宿泊者等が自由に出入りすることができる場合
イ　常時旅館業の施設において従事している者が、事故が発生したときその他の緊急時に対応できる場合	イ　現に施設において従事している者が、事故が発生したときその他の緊急時に対応できる場合
(3)　条例第３条第12号に定める当該建物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有するものであると市長が認めるときは、次のいずれかに適合していること	［新設］
ア　当該建物における旅館業の施設が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有する構造であることを試験検査機関の遮音測定及び音響測定結果等により証明できる場合	

イ　当該建物における旅館業の施設が建築基準法上「ホテル又は旅館」の用途に適合していることを検査済証等により証明できる場合	
(4)～(7)　［略］	(3)～(6)　［同左］
（旅館業を営む者等が講ずべき措置等） 第６条　条例第11条第２項に定める玄関帳場を有する旅館業の施設において、近隣住民からの苦情等に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、次の各号に適合している場合に限る。	（旅館業を営む者等が講ずべき措置等） 第６条　［同左］
(1)　常時宿泊者等が旅館業の施設において従事している者と容易に対面することができる場合	(1)　旅館業の施設の出入口が施錠されておらず、宿泊者等が自由に出入りすることができる場合
(2)　常時旅館業の施設において従事している者が、事故が発生したときその他の緊急時に対応できる場合	(2)　現に施設において従事している者が、事故が発生したときその他の緊急時に対応できる場合
［２～５　略］	［２～５　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この要綱は、令和８年10月30日から施行する。